

温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定の手順

JAB GR200:2020

第 12 版:2020 年 7 月 30 日

第 1 版:2010 年 7 月 1 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

ページ

1. 適用範囲.....	3
2. 関係文書 (Related documents)	3
2.1 引用文書 (Normative documents)	3
2.2 一般認定基準.....	3
2.3 固有認定基準.....	4
2.4 認定の規則	4
2.5 関連文書 (References)	4
3. 用語の定義	4
3.1 認定範囲.....	5
3.2 認定周期.....	5
4. 一般.....	5
4.2 認定の申請	5
6. 審査実施における共通事項	5
6.6 妥当性確認・検証活動への立会の実施方法.....	5
9. 認定の維持	6
9.2 サーベイランス	6
10. 認定の拡大.....	6
16. 認定の一時停止及び取消し.....	6
附属書 A－国外認定の手順.....	13
附属書 B－実地審査立会にかかわる要請.....	17

温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定の手順

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 に従って行う温室効果ガス妥当性確認・検証機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。4.以降の箇条番号は、JAB200 の箇条番号と合わせており、箇条番号は必ずしも連続していないことに注意が必要である。

2. 関係文書（Related documents）

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版（追補を含む）を適用する。国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本産業規格（以下、JIS という。）が発行された時点で、同 JIS に読み替える。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書（Normative documents）

次に掲げる文書は、この手順に引用されることによって、この手順の規定の一部を構成する。

JIS Q 9000:2015 (ISO 9000:2015) 品質マネジメントシステム—基本及び用語
 JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004) 適合性評価—用語及び一般原則
 JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004) 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項

JAB 200	認定マニュアル
JAB N420	認定証管理規則
JAB SG200	認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

2.2 一般認定基準

次に掲げる文書は、温室効果ガス妥当性確認・検証に対する認定の一般基準及び指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

ISO 14065:2013 Greenhouse gases -- Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognition（温室効果ガス—認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項）

JIS Q 14064-3:2011 (ISO 14064-3:2006) 温室効果ガス 第3部—温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引—

JIS Q 14066:2012 (ISO 14066:2011) 温室効果ガス—温室効果ガスの妥当性確認チー

ム及び検証チームの力量に対する要求事項一

IAF MD6 IAF Mandatory Document for the Application of ISO 14065:2013 (ISO 14065:2013 の適用のための基準)

2.3 固有認定基準

次に掲げる文書は、国際民間航空条約の附属書に規定される CORSIA（以下、ICAO CORSIA という。）における検証の機関に対する認定の固有基準として該当機関の認定審査及び関連する認定活動に適用する。

ICAO CORSIA 基準:

国際航空民間条約の附属書 16 第 IV 巻

Environmental Technical Manual (Doc 9501) 第 IV 巻

ICAO CORSIA Implementation elements and supporting document

2.4 認定の規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401 認定に関する料金規定

JAB N410 認定シンボル使用規則

2.5 関連文書 (References)

IAF MD7 IAF Mandatory Document for Harmonization of Sanctions to be applied to Conformity Assessment Bodies (適合性評価機関に適用される制裁措置の整合性に関する IAF 基準文書)

IAF MD12 Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries (クロスフロンティア認定のための認証活動の審査に関する IAF 基準文書)

IAF/ILAC A5 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004

3. 用語の定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.2 及び 2.3 に示す該当の認定基準、指針、JAB 200、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。また、JAB200 及び JIS Q 17011 において「適合性評価活動」とある文言は「妥当性確認・検証活動」と読み替える。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定範囲

機関の認定範囲（認定サブスキーム、認定分野、カテゴリ及びサブカテゴリ）は付表 1 による。

3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4 年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。

再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の有効期限の 4 年後の同月末日までとする。

4. 一般

4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1 のほか、次のとおりである。

- a) ISO 14065 に関する機関のマネジメントシステムの全体の構築を終えていること。
- b) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績がある又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすこと。

6. 審査実施における共通事項

6.6 妥当性確認・検証活動への立会いの実施方法

6.6.1 妥当性確認・検証活動の全過程及びそれに関連する活動には、現地審査後のテクニカルレビュー、妥当性確認・検証報告書発行までを含む。

6.6.2 認定審査プログラム（認定周期）における現地審査立会は、認定範囲に含まれるすべての分野に立会う。立会い対象分野及び立会い件数は付表 2 による。

- a) 本協会は、現地審査立会を行うに当たって、立会い対象とする現地審査、及び観察する妥当性確認又は検証チーム／妥当性確認又は検証を行う者を決定する。
- b) 本協会は、機関の妥当性確認又は検証チームの現地審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって、現地審査立会を実施する。。
- c) 本協会が現地審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書 B による。

6.6.3 初回審査においては、機関が実施する、各妥当性確認又は検証に係る決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う。また、公平性監視メカニズムを運用する会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行うことがある。

9. 認定の維持

9.2 サーベイランス

9.2.1 初回認定周期における第1回サーベイランス実施時期は、JAB 200 9.2.1による。

第2回サーベイランス事務所審査は、初回認定後、26か月後の月に実施する。

第1回再審査以降の認定周期における第1回及び第2回サーベイランス事務所審査は、原則として再審査による認定後、前有効期限のそれぞれ10か月、26か月後の月に実施する。

9.2.2 さらに、認定に関連して機関が運営するすべての事業所の中から、サンプリングした数の事業所を訪問して審査を行う。また、一つ又は複数の主要な活動を行う事業所については、原則として一認定周期の中で、すべての事業所を訪問して審査する。事業所審査の実施時期は、本協会が決定し、当該機関に通知する。

10. 認定の拡大

10.2.2 技術分野（認定分野）を追加する場合、文書レビュー、事務所審査及び実地審査立会を行う。また、機関が実施する、各妥当性確認又は検証に係る決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う場合がある。実地審査立会に係る対象の分野及び件数は付表3による。

実地審査立会に係る対象の妥当性確認・検証の分野及び件数は付表2による。

16. 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが認証機関ではない認証スキームにおいて、当該スキームオーナーが認証機関を承認する制度を持っている場合、認定された機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。

附則 第12版は、発行日以降に立案する認定審査に適用する。

付表 1-1 認定サブスキーム

認定対象機関	認定サブスキーム			認定分野
	妥当性確認・検証			
一般認定基準		固有認定基準	算定規格	
温室効果ガス妥当性確認・ 検証機関 JIS Q / ISO 14065 JIS Q / ISO 14064-3 JIS Q / ISO 14066 IAF MD 6	ISO 14064-1			付表 1-2 参照
	—	—	JIS Q 14064-1 (ISO 14064-1)	
	ISO 14064-2			
	—	—	JIS Q 14064-2 (ISO 14064-2)	
	ICAO CORSIA			
—	ICAO CORSIA 基準	ICAO CORSIA 基準		

付表 1-2 認定分野

認定サブスキーム	認定分野	カテゴリ	サブカテゴリ
ISO 14064-1	組織検証	1. 発電及び熱供給	1-a 汽力*5 1-b 内燃力*5 1-c プロセス排出 1-d その他の排出*6 1-e 輸送*7
		2. 石油・ガス生産、供給、精製	2-a 燃焼*5 2-b プロセス排出 2-c その他の排出*6 2-d 輸送*7
		3. 鉄鋼	3-a 燃焼*5 3-b プロセス排出 3-c その他の排出*6 3-d 輸送*7
		4. 非鉄・金属	4-a 燃焼*5 4-b プロセス排出 4-c その他の排出*6 4-d 輸送*7
		5. セメント*1	5-a 燃焼*5 5-b プロセス排出 5-c その他の排出*6 5-d 輸送*7
		6. 化学	6-a 燃焼*5 6-b プロセス排出 6-c その他の排出*6 6-d 輸送*7
		7. パルプ・紙・印刷	7-a 燃焼*5 7-b プロセス排出 7-c その他の排出*6 7-d 輸送*7

		8. 電機・電子・産業機械	8-a 燃焼*5 8-b プロセス排出 8-c その他の排出*6 8-d 輸送*7
		9. その他 製造業*2	9-a 燃焼*5 9-b プロセス排出 9-c その他の排出*6 9-d 輸送*7
		10. 廃棄物*3	10-a 燃焼*5 10-b プロセス排出 10-c その他の排出*6 10-d 輸送*7
		11. 一般及びサービス業*4	11-a 燃焼*5 11-b プロセス排出 11-c その他の排出*6 11-d 輸送*7
		12. 運輸	12-a 燃焼*5 12-b プロセス排出 12-c その他の排出*6 12-d 輸送*7
ISO 14064-2	プロジェクト 妥当性確認	1. GHG の削減プロジェクト (エネルギー産業)	1-a 再生可能エネルギー*8 1-b バイオマス利用 1-c エネルギー効率改善 1-d 排熱回収 1-e コージェネ
		2. GHG の削減プロジェクト (エネルギー供給) *9	
		3. GHG の削減プロジェクト (エネルギー需要)	
		4. GHG の削減プロジェクト (製造業)	4-a セメント 4-b アルミニウム 4-c 鉄鋼 4-d 精製
		5. GHG の削減プロジェクト (化学)	
		6. GHG の削減プロジェクト (建設)	
		7. GHG の削減プロジェクト (運輸)	
		8. GHG の削減プロジェクト (鉱業・鉱物生産)	
		9. GHG の削減プロジェクト (金属)	

		10. GHG の削減プロジェクト (燃料からの漏洩)	
		11. GHG の削減プロジェクト (工業プロセスからの漏洩)	
		12. GHG の削減プロジェクト (溶剤の使用)	
		13. GHG の削減プロジェクト (廃棄物処理・処分)	
		14. GHG の吸収プロジェクト (森林) *10	
		15. GHG の削減プロジェクト (農業)	
ISO 14064-2	プロジェクト 検証	1. GHG の削減プロジェクト (エネルギー産業)	1-a 再生可能エネルギー*8 1-b バイオマス利用 1-c エネルギー効率改善 1-d 排熱回収 1-e コージェネ
		2. GHG の削減プロジェクト (エネルギー供給) *9	
		3. GHG の削減プロジェクト (エネルギー需要)	
		4. GHG の削減プロジェクト (製造業)	4-a セメント 4-b アルミニウム 4-c 鉄鋼 4-d 精製
		5. GHG の削減プロジェクト (化学)	
		6. GHG の削減プロジェクト (建設)	
		7. GHG の削減プロジェクト (運輸)	
		8. GHG の削減プロジェクト (鉱業・鉱物生産)	
		9. GHG の削減プロジェクト (金属)	
		10. GHG の削減プロジェクト (燃料からの漏洩)	
		11. GHG の削減プロジェクト (工業プロセスからの漏洩)	
		12. GHG の削減プロジェクト (溶剤の使用)	
		13. GHG の削減プロジェクト (廃棄物処理・処分)	
		14. GHG の吸収プロジェクト (森林) *10	
		15. GHG の削減プロジェクト	

		(農業)	
ICAO CORSIA	検証	1. 国際航空	1. 国際飛行に伴う排出

- *1 : 「セメント」には窯業を含む。
- *2 : 「その他 製造業」には食品、飲料、タバコ、輸送機器、木材、木材製品、繊維、皮革及びプラスチック等を含む。
- *3 : 「廃棄物」には地方自治体及び組織内の埋立て及び下水道を含む。
- *4 : 「一般及びサービス業」には、地方自治体、学校法人（大学）、ビル、病院、ホテル、情報通信、農業及び林業等を含む。
- *5 : 「汽力」、「内燃力」及び「燃焼」には CH₄、N₂O を含む。
- *6 : 「その他の排出」とは、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量（外部から供給された電力、熱及び蒸気）を指す。なお、製品の使用及び廃棄における排出量は含まない。
- *7 : 「輸送」とは各認定分野の化石燃料使用による排出を指す。(例 移動及び工場内運搬等)
- *8 : GHG の削減プロジェクト（エネルギー産業）には、風力、水力、太陽光、太陽熱、地熱利用を含む。なお、バイオマス利用は除く。
- *9 : 「GHG の削減プロジェクト（エネルギー供給）」には、送・配・変電、パイプライン等に関するプロジェクトを指す。
- *10 : 「GHG の吸収プロジェクト（森林）」には REDD+を含む。

付表 2 実地審査立会い数

1. 初回審査における立会い数

立 会 い 数	
1	ISO 14064-1 の場合、申請カテゴリごとに 1 件以上 ただし、カテゴリ 11 と他のカテゴリを同時に申請の場合には、カテゴリ 11 の立会は求めない。
2	ISO 14064-2 の場合、申請分野（妥当性確認、検証）ごとに 1 件以上 及び 申請カテゴリを次のクラスタに分類し、該当するクラスタに対する立会いを、それぞれ 1 件以上 （妥当性確認又は検証のいずれか片方で可）。 クラスタ A（エネルギー）：1, 2, 3 （製造業）：4 （化学）：5, 11, 12 （建設）：6 （運輸）：7 （鉱業）：8, 10 （金属）：9 （廃棄物）：13 （農業）：15 クラスタ B（森林）：14
3	ICAO CORSIA に基づく排出量報告検証の場合、1 件以上

2. 認定サブスキームの種類を拡大する場合の立会い数

立 会 い 数	
1	ISO 14064-1 の場合、申請カテゴリごとに 1 件以上。 ただし、カテゴリ 11 と他のカテゴリを同時に申請の場合には、カテゴリ 11 の立会は求めない。
2	ISO 14064-2 の場合、申請分野（妥当性確認、検証）ごとに 1 件以上 及び 申請カテゴリを次のクラスタに分類し、該当するクラスタに対する立会いを、それぞれ 1 件以上 （妥当性確認又は検証のいずれか片方で可）。 クラスタ A（エネルギー）：1, 2, 3 （製造業）：4 （化学）：5, 11, 12 （建設）：6 （運輸）：7 （鉱業）：8, 10 （金属）：9 （廃棄物）：13 （農業）：15 クラスタ B（森林）：14
3	ICAO CORSIA に基づく排出量報告の検証の場合、1 件以上

3. 既認定の認定サブスキーム内の未認定の範囲を拡大する場合の立会い数

立 会 い 数	
1	ISO 14064-1 の場合、申請カテゴリごとに 1 件以上。 ただし、カテゴリ 11 と他のカテゴリを同時に申請の場合には、カテゴリ 11 の立会は求めない。

2	ISO 14064-2 の場合、申請カテゴリを次のクラスタに分類し、該当するクラスタに対する立会いを、それぞれ 1 件以上（妥当性確認又は検証のいずれか片方で可）。 クラスタ A（エネルギー）：1, 2, 3 （製造業）：4 （化学）：5, 11, 12 （建設）：6 （運輸）：7 （鉱業）：8, 10 （金属）：9 （廃棄物）：13 （農業）：15 クラスタ B（森林）：14
3	ICAO CORSIA に基づく排出量報告の検証の場合、1 件以上。

4. サーベイランス審査及び再審査における立会い数

立 会 い 数	
サーベイランス審査及び再審査ごとに；	
1	ISO 14064-1 の場合、認定を取得しているカテゴリごとに 1 件以上。
2	ISO 14064-2 の場合、認定を取得しているカテゴリを次のクラスタに分類し、該当するクラスタに対する立会いを、それぞれ 1 件以上（妥当性確認又は検証のいずれか片方で可）。 クラスタ A（エネルギー）：1, 2, 3 （製造業）：4 （化学）：5, 11, 12 （建設）：6 （運輸）：7 （鉱業）：8, 10 （金属）：9 （廃棄物）：13 （農業）：15 クラスタ B（森林）：14
3	ICAO CORSIA に基づく排出量報告の検証の場合、1 件以上。

備考

- 1：原則として、申請分野ごとにすべてのサブカテゴリにおける機関の能力を事務所審査で確認する。
- 2：クラスタ A（製造業）については、セメント、アルミニウム、鉄鋼、精製を含む。

附属書 A－国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏（以下、外国という。）で妥当性確認・検証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB GR200本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB GR200本文に従う。

A 1. 外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関の認定申請は、JAB GR200 の 4.2 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、その構成（事業所、人員など）又は機関との関係（契約者、フランチャイズ専有権保持者等）に関わらず、次に例示する外国で主要な活動を行う事業所（以下、クリティカルロケーションという。）及びその他の事業所を特定するものとする。

- a) 妥当性確認・検証員及び要員の初回資格付与、及び教育・訓練
- b) 妥当性確認・検証員及び要員の継続的な監視のためのプロセス
- c) 申請内容の確認、妥当性確認・検証要員の割当て、GHG プログラムに伴う妥当性確認・検証計画作成とその実施
- d) 最終報告書のテクニカルレビュー及び妥当性確認・検証報告書の最終内容確認に基づく妥当性確認・検証の決定

A1.1.2 妥当性確認・検証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理するものとする。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、申請書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供するものとする。

- a) 本協会の認定シンボル付き妥当性確認・検証報告書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る妥当性確認・検証活動を行おうとしている外国
- c) 妥当性確認・検証活動を行う遠隔地要員を有している外国
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF

認定機関がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；及び
- b) 地元の IAF 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する

A1.3 申請の受理

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF 認定機関がある場合には、機関と A1.3.1 又は A1.3.2 に規定する調整及び必要な機関との取決めに関する合意を得た後、申請を受理する。

A1.3.1 機関が、本協会のみ認定を希望する場合：

- a) 地元の IAF 認定機関に、当該申請を受理することを知らせ、状況を説明することについて機関の許可を求める；
- b) 可能な場合、地元の IAF 認定機関が提供する認定審査チーム要員を利用することを機関に知らせる；及び
- c) 機関が、地元の IAF 認定機関の長期的な関与について関心がある場合は、地元の IAF 認定機関との合同審査を提案する。

A1.3.2 機関が、本協会及び地元の IAF 認定機関の両方の認定を希望する場合：

- a) 認定業務によって得た情報を、地元の IAF 認定機関と共有することについて、機関から書面による許可を得る；及び
- b) 機関に対する認定審査プログラムを計画する際には、地元の IAF 認定機関の審査結果を考慮することを機関に知らせる。

A1.3.3 地元の IAF 認定機関への認定の移転

A1.3.1 及び A1.3.2 に規定する調整及び取決めの目的は、将来、合理的な期間内において、当該機関の合意の下に、地元の IAF 認定機関への認定の移転をすることであることを機関に知らせる

A 2. 機関における重要な変更の通知

外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB200 の 5.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知するものとする。

A 3. 認定審査

本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における妥当性確認・検証の認定審査は、JAB GR200 の各項の外、A3.1 から A3.5 の規定に基づいて行う。

A3.1 初回審査

初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。

A3.2 サーベイランス及び再審査

すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。

A3.3 新規の事業所の承認

機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.2 に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又は当該クリティカルロケーションの管理下で実施された妥当性確認・検証活動の結果に基づき、認定された妥当性確認・検証報告書を発行することができる。

A3.4 クリティカルロケーションの審査

本協会は、A3.3 に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A 4 に従い審査する。

A3.5 事業所の活動に係る経営管理の審査

本協会は、クリティカルロケーションの直接的な審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。

A 4. 外国の IAF 認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地の IAF 認定機関との協力を行う。

A4.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元の IAF 認定機関の認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託
- b) 地元の IAF 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.2 チームメンバーとして、地元の IAF 認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB200 の 6.1 の規定に従うものとする。

A 5. IAF 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF 認定機関との頻繁かつ良好なコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 B－実地審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が妥当性確認・検証機関（以下、VVB という。）の審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された VVB に対する要請事項を規定したものであり、JAB 200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB 200 本文に従う。

- B1. VVB は、本協会に対し、四半期に一度、実地審査予定（審査に係る契約を見込んでいるものも含む）を提示する。また、これに加えて、本協会の求めに応じ、最新の情報を提供する。
- B2. VVB は、本協会が審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決め、また B3 以下の内容を組織に事前に通知する。
- B3. VVB は、本協会が正当と認める理由がある場合を除き、審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された妥当性確認又は検証の声明書を発行しない。
- B4. 組織が、本協会の審査立会を回避するために審査を依頼する VVB を変更又は他の VVB に妥当性確認又は検証の声明書を移転しようとした場合、本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された VVB 及び IAF メンバー認定機関に必要な範囲で通知する必要がある。本協会に認定された VVB 機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された妥当性確認又は検証の声明書を発行してはならない。

改 定 履 歴 (公開文書用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2010-07-01	GHG PM	GHG技術 委員会
	(省略)			
11	JAB 200制定に伴う改定	2020.4.1	GHG PM	技術部長
12	ISO 14064-2 プロジェクト 妥当性確認・ 検証活動に対する認定区分の見直し、及 び、ISO/IEC 17011:2017(JIS Q 17011:2018)改定に伴う実地審査立会数の 見直しに伴う改定	2020.7.30	GHG PM	技術部長

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-03-5439

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。